

防災計画（消防計画）

1. 目的

この消防計画は防火管理の徹底を期し、もって火災その他の災害を予防し、物的・人的被害を軽減することを目的とする。

2. 防火管理者の権限と業務内容

四万十市立川登小学校の防火管理者を、校長として、この計画についての一切の権限を有すると共に業務を行うものとする。

(1) 消防計画の検討及び変更

(2) 消火・通報・教育及び避難等の訓練の実施

(3) 火気使用器具、危険物施設の点検実施及び監督

(4) 一ヶ月に一回、消防施設等の点検整備

(5) 火気の使用又は、取り扱いに関する指導・監督

(6) 消防・防災機関への報告・連絡事項

ア 建物及び諸設備の変更のうち火災予防上必要なものの事前連絡及び法令に基づく諸手続き

イ 消防設備等の点検結果の報告

ウ 消防計画の提出（改正・変更の都度）

エ 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査及び指導の要請、防火教育、避難訓練指導の要請

3. 防火対象物の実態把握

防火管理者は次のことを十分把握し、職員、児童に周知徹底するとともに、非常時に備えること

(1) 建造物の構造・面積・用途 鉄筋二階建 延べ1112㎡ 体育館594㎡

(2) 収容人数の構成 教職員7名 児童25名

(3) 火気使用器具の内容 炊事器具 暖房器具 燃料置き場 理科実験器具 家庭科実習器具

(4) 夜間の状態 管理者不在（体育館はバレーに使用日も）

(5) 消防用設備等に関すること 警報施設（火災報知器）・消火栓完備 手動式消火器

(6) 水利に関すること 水道 鑑賞用池

4. 自主点検及び注意事項

(1) 湯沸し・暖房用燃料

ア 湯沸し用器具 ゴム管の亀裂点検

イ ガス使用後の元栓の確認

ウ 灯油保管場所付近の安全性の確認と火気注意

(2) 暖房器具（ストーブの使用規定）

ア 燃料補給は消火後に行い、教職員による点火の厳守

イ 使用は原則として気温10℃以下の時とし、職員不在のときは消火すること（清掃中の消火確認）

ウ 燃焼中のストーブ付近に可燃物を置いていないか確認

エ 使用後、完全に消火したことを確認する。電気使用暖房器具の場合はプラグを抜く。

(3) 電気器具

- ア アイロン、TV、ビデオ、CD、PC等教育機器使用後の安全の確認
- イ 容量を超えた電力の使用禁止
- ウ 各種器具のプラグ・コードのゆるみ、器具の破損の点検

(4) 電気施設

変圧器（屋外）・分電盤（屋内）などの電気工作物の安全点検の確認

(5) 特殊可燃物

可燃性化学薬品の安全管理

(6) 消火器

消火器の常時点検及び薬物交換の期日点検

(7) 警報設備

火災報知機の点検

(8) 避難経路

非常口・避難経路がふさがれていないか点検し、その確保を図る

(9) マッチ・ライターの使用について

- ア 教室にマッチ・ライターを置かない。教師による保管と退勤までの返却励行
- イ 焼却炉は使用しない。やむを得ず落ち葉や木の枝、草を焼く時は、勤務時間内とし、完全消火を確認する。

5. 避難計画

(1) 児童在校時

- ①避難命令 校内放送又は口頭（携帯マイク）による伝達
- ②避難 避難経路により次の注意事項を守り、迅速かつ正確に
 - ア 火災発生 教室の窓を閉める（地震時には開ける）
 - イ 速やかに廊下に整列（教師の指示）
 - ウ 前の者を押さないで無言で行動
 - エ 担任は、出席簿又はそれに代わる名簿を持って避難

担任の指示による迅速かつ安全な避難 ○押すな ○走るな ○黙って ○速く

③報告

担任は出席簿、名簿により人員の確認を行い異常の有無を校長に報告する。

6. 通報・連絡

次の順序により通報する。

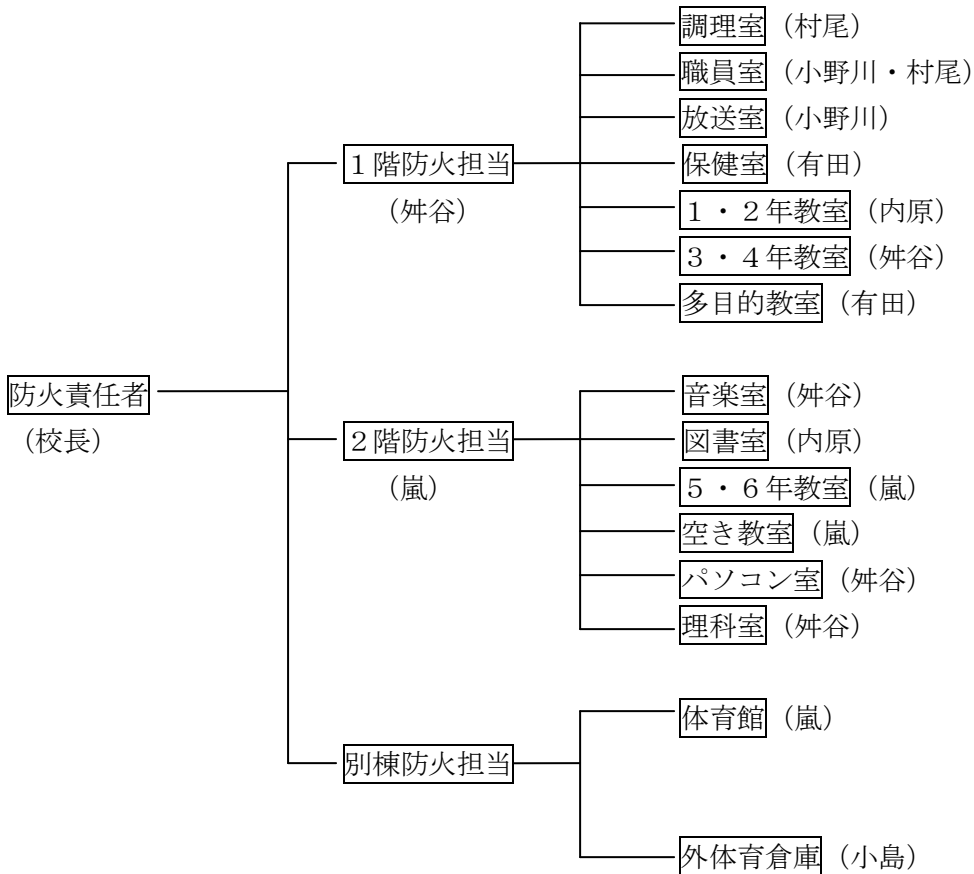
- (1) 消防署 34-5881
- (2) 学校長 0880-66-1009
- (3) 市教委 34-5445 34-5446
- (4) 警察署 (川登駐在所) 38-2015
- (5) 職員不在時は緊急連絡網による連絡

※児童在校時には、電話通報と共に校内放送により出火場所、不通行区域、避難先を明示する。

7. 非常搬出物

- (1) 非常持ち出し (指導要録関係・職員履歴書)
- (2) 必要書類
- (3) 重要備品

8. 火災消防組織



9. 自衛消防組織を次のように定め、訓練や出火時の初期消火に努める

